八街市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年１０月２７日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市水道事業管理規程第２号

八街市水道事業会計規程の一部を改正する規程

八街市水道事業会計規程（昭和４２年水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第１０５条中「ほか、」の次に「八街市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和８年条例第２３号）、」を加え、「第６章」を「第７章」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。